

## 高石市中規模小売店舗に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、中規模小売店舗に関する情報の把握のために、設置に係る届出について定めることにより、健全な地域経済の発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗面積 小売業（飲食店を除き、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行なうための店舗の用に供される床面積をいう。
- (2) 中規模小売店舗 一の建物であつて、店舗面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル以下のものをいう。

### (届出)

第3条 中規模小売店舗の設置（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより中規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ高石市中規模小売店舗設置届出書（別記様式）に必要な書類を添付して市長に届け出なければならない。

### (届出の時期)

第4条 前条の届出の時期は、次のとおりとする。

- (1) 設置をしようとする中規模小売店舗（以下「設置店舗」という。）が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発許可を要する場合又は高石市開発指導要綱（昭和49年高石市告示第52の2号）の開発行為等に該当する場合は、当該申請時とする。
- (2) 設置店舗が前号に該当しない場合は、その営業開始の日の2ヶ月前までとする。

### (設置計画の通知)

第5条 市長は、第3条に規定する届出書を受理したときは、その内容を高石商工会議所に通知する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成13年4月1日以後に営業開始する店舗について適用する。

### (経過措置)

- 2 営業開始の日が平成13年4月30日までの設置店舗に限り、第4条第2号中「その営業開始の日の2ヶ月前まで」とあるのは、「平成13年2月28日まで」と読み替えて適用する。